

国民年金保険料の納付が困難な方へ

平成27年度の免除申請の受付を7月より開始します

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

◎免除の種類

免除の種類	内容	月額保険料 ^(注1)	老齢基礎年金の年金額への反映 ^(注2)
全額免除	保険料の全額が免除	—	免除期間の2分の1が年金額に反映
4分の3免除	保険料の4分の1を納付	3,900円	免除期間の8分の5が年金額に反映
半額免除	保険料の2分の1を納付	7,800円	免除期間の8分の6が年金額に反映
4分の1免除	保険料の4分の3を納付	11,690円	免除期間の8分の7が年金額に反映
若年者納付猶予 学生納付特例	保険料の全額が納付猶予	—	年金額には反映されません。

(注1) 免除の申請年度により、月額保険料が異なります。(注2) 平成20年度以前は率が異なります。

※一部免除とは、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する制度です。このため、一部保険料を納付されないと一部免除が無効(未納と同じ)になりますので注意してください。

※平成26年4月より、申請時点の2年1か月前の月分までの免除申請もできるようになりました。

◎対象者

- ・所得の少ない方
- ・失業により保険料を納付することが困難と認められたとき(離職票などの写しが必要)
- ・震災・風水害・火災その他これらに類する災害を受けた方

◎免除された期間の保険料と年金はどうなるの?

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば追納することができます。この場合、免除などの承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

◎申請に必要なもの

年金手帳・印鑑

※失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など

※学生納付特例を申請する場合は、在学期間のわかるもの(学生証など)

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 (内線216)

衣浦東部広域連合NEWS

平成27年第1回衣浦東部広域連合議会臨時会が、5月26日に広域連合議場(刈谷市役所)において開催されました。今議会は、碧南市選出議員の辞職、安城市および高浜市選出議員の任期満了により3市議会において後任の広域連合議会議員が選出されたことにもなうものです。

議会では正副議長選挙が行われ、議長に坂部隆志議員が、副議長に小野田由紀子議員が選出されました。引き続き、監査委員(議会選出)の人事案件の同意ならびに火災予防条例の一部を改正する条例の制定が可決されました。

また、救助工作車、高規格救急自動車および高度救命処置用資機材購入にともなう財産の取得の3議案が可決されました。

◆碧南市、安城市および高浜市より今回選出の衣浦東部広域連合議会議員(議席番号順、敬称略)

- ・碧南市選出/加藤厚雄、永坂直義、新美交陽
- ・安城市選出/小川浩二郎、石川孝文、野場慶徳、坂部隆志、白山松美
- ・高浜市選出/柴田耕一、小野田由紀子

○正副議長

- ・議長/坂部隆志(刈谷市)
- ・副議長/小野田由紀子(高浜市)

○同意された人事

- ・監査委員(議選)/鈴木絹男(刈谷市)



議長 坂部隆志



副議長 小野田由紀子

問合せ先 衣浦東部広域連合事務局総務課総務係 ☎63-0131